発行責任者 加藤 誠

緑の風 JR東労組 NEWS

JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2025年 9月 20日 No.24

真実を掴むために全組合員で読み合わせをしよう！

7年間におよぶ不当労働行為の撲滅に向けて、あらゆる手段でたたかい抜く大宮地本見解

JR 東労組大宮地本は、2018年以降 JR 東日本大宮支社から執拗に繰り返される脱退強要や組合差別の不当労働行為に対して、団体交渉や経営協議会等の場を通じて解決を目指してきた。しかし大宮支社は「管理者は不当労働行為をやってはいけないと分かっているからやっていない。なので調査はしない」というあまりにも不誠実な回答を繰り返している。団体交渉は、単に時間だけかければ良いものではない。私たちは、このような現状ではこれ以上の解決は不可能と判断し、本日『さいたま地方裁判所への提訴』と『埼玉県労働委員会への救済申立』を行った。また先日の団体交渉の中では実業団競技大会への参加者をめぐって、ある経営幹部から「参加者に組合員はいないよな」という圧力がかけられていた事実も明らかになった。これは、会社ぐるみで組合破壊を行っているとも捉えられかねない大変な事態である。このような現状と真実をすべての職場から早急に議論し、JR 東日本を犯罪企業にさせないために共に声を上げ行動していこう！

『さいたま地方裁判所への提訴』は、さいたま地域支部書記長が、副長 A（当時）から執拗に受けた誹謗中傷に対して、本人への精神的損害と JR 東労組組織への弱体行為に対して、損害賠償請求をおこなった。支部書記長は、同期であり自分を労働組合の役員に誘った副長 A（当時）から「何で組合役員やっているのか」「東労組の思想は革命しかない。そんなことに組合員を巻き込んでいる」等の発言を受け、自分が役員を担っているのは間違いなのか、脱退しなければならないのかと考え、多大なる精神的苦痛を受けた。またこの時、副長 A（当時）は直前まである経営幹部と飲んでいた後に執拗に誘っている事からも、何らかの意図があったのではと感じてしまう。また、支部書記長が「自分が脱退を求められている」と感じた背景には、この間様々な所で発生している不当労働行為があるため、大宮地本も組織として提訴して会社姿勢をあらためるために奮闘していく。

『埼玉県労働委員会への救済申立』は、大宮地本が大宮支社へ団体交渉に誠実に向き合うことを求めて、埼玉県労働委員会へ救済申立を行った。私たちは、この間発生している不当労働行為を9件の申入れで 7 年にわたり団体交渉で議論してきた。そして不当労働行為を受けた10名が「不利益があるのではないか」という恐怖とたたかいながらも、同じ思いをする人をつくりたくないと勇気をもって会社の聞き取りに向かい不当労働行為の現実を伝えてきた。そこでは経営幹部の名前が複数出されたにもかかわらず、大宮支社は「経営にたずさわる方々はそういった指示をするといったことはないと認識している」「そのため調査も行わない」という、あまりにも不誠実な回答を行い、一切変えようとしない。このような姿勢では、大宮支社は団体交渉での解決を目指そうとしていないと言わざるを得ない。このような現状を変え、不当労働行為の調査を行わせる為には現時点での団体交渉では限界であると判断し、労働委員会への救済申立を行った。

全組合員の皆さん！職場で働くすべての皆さん！

いま職場では言いたいことが言えていますか。「上の人」が言う事が絶対で、おかしさや悔しさを感じても、黙って従い諦めてしまってはいませんか。私たち JR 東労組大宮地本は、この現実を変えるために決起する。いま多発している事故や不祥事は、会社が JR 東労組から社友会へ「パートナー」を変更した中で発生している。もう一度 JR 東労組が組織拡大を通じて1万名組織を実現し、会社へのチェック機能を発揮して「間違っているものには間違っている」と声を上げていくこと以外に現状を変えることはできない。

今回あきらかになった様な、JR 東労組からの脱退強要や組合差別、加入への圧力は不当労働行為であり犯罪行為である。「過去に自分も行われた」「今も脱退強要や加入妨害が行われている」という声は、続々と寄せられている。同様の事象があれば、職場の組合員や JR 東労組大宮地本 HP へ声をあげていただきたい。そして今こそ、この会社姿勢を糺し、妨害される事なく自らの意志で組合に加入できる当たり前の会社を創り出そう。そして JR 東日本を犯罪企業にせず、安全で信頼回復できるものへ再確立するため JR 東労組へ結集しよう ！

この会社の未来のために、勇気ある一歩を今こそ共に踏み出そう！

2025 年9月19日 JR 東労組大宮地本 緊急第 5 回執行委員会